

名古屋市旅館業法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第76号

名古屋市旅館業法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市旅館業法等施行細則（昭和34年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 2条に次の 1項を加える。

2 前項各号の申請書には、保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第 5条第 2項中「前項」を「第 1項」に、「届出事項が」を「営業変更届であつて、」に、「とき」を「ものを提出した者」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 前項の営業変更届には、保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第16条を第18条とし、第15条を削り、第14条を第15条とし、同条の次に次の 2条を加える。

（公表）

第16条 条例第12条第 4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の概要
- (3) 勧告を受けた施設の概要  
（意見を述べる機会の付与）

第17条 条例第12条第 4項の規定による意見を述べる機会の付与は、名古屋市行政手続条例（平成 7年名古屋市条例第17号）第 3章第 3節の規定の例により行うものとする。

第13条を削る。

第12条第 1項中「前条第 1項第 1号」を「前条第 1号」に改め、同条第 2項中「第11条第 3項」を「第11条第 4項」に改め、「（以下「公表の実施報告」という。）」を削り、同条を第14条とする。

第11条第 2項を削り、同条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第 9条第 1項中「ときは、」の次に「当該旅館業の施設に係る業務を適正に実施するため、」を加え、同条第 2項を削り、同条を第11条とし、第 8条を第10条とし、第 7条の次に次の 2条を加える。

（水質基準）

第 8条 条例第 4条第 9号アの規則で定める水質基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準とする。ただし、第 1号ア及びイ並びに第 2号アからエまでに掲げる基準にあつては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、その全部又は一部を適用しないことができる。

(1) 浴槽水（浴槽内の湯又は水をいう。以下同じ。） 次に掲げる基準

ア 濁度は、5度以下であること。

イ 次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。以下同じ。）は、1リットルにつき8ミリグラム以下であること。

(イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

- ウ 大腸菌は、1ミリリットルにつき1個以下であること。
  - エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- (2) 浴槽に新たに供給される湯若しくは水又は湯栓若しくは水栓から供給される湯若しくは水 次に掲げる基準
- ア 色度は、5度以下であること。
  - イ 濁度は、2度以下であること。
  - ウ 水素イオン濃度は、水素指数 5.8以上 8.6以下であること。
  - エ 次のいずれかの要件を満たすこと。
    - (ア) 有機物は、1リットルにつき3ミリグラム以下であること。
    - (イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。
  - オ 大腸菌は、検出されないこと。
  - カ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- (3) 前2号に掲げる湯又は水以外の入浴者の浴用に供する湯又は水 レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(浴槽水の水質検査)

第9条 条例第4条第10号イの規定による浴槽水の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 水質検査の項目は、レジオネラ属菌とすること。
- (2) 水質検査は、1年に1回以上行うこと。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を24時間以上にわたり完全に排水せずに使用する方式の浴槽にあっては、6月に1回以上行うこと。

第1号様式(裏)を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図（旅館業の施設の所在地を中心とする半径 200メートルの地域内見取図）
- 2 用途地域を明らかにした書類
- 3 敷地及び建物配置図（縮尺及び方位を明示したもの）
- 4 構造設備の位置を明らかにした各階平面図（縮尺及び方位を明示したものの）
- 5 色彩及び全周を明らかにした立面図（縮尺及び方位を明示したもの）
- 6 広告物及び屋外照明設備等の形状及び色彩並びに設置場所を明らかにした書類
- 7 旅館業法施行令第 1条第 1項第 2号に定める基準に係る構造設備を明らかにした書類
- 8 空気調和設備の系統図
- 9 給排水設備の系統図
- 10 入浴設備に係る次の書類
  - (1) 浴室その他の入浴者の浴用に供する場所に係る構造設備を明らかにした書類（縮尺を明示したもの）
  - (2) 入浴者の浴用に供する湯又は水に係る配管系統図及びろ過器等に係る構造設備を明らかにした書類
  - (3) 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
- 11 水道水以外の水を洗面設備等に使用する場合は、水質検査成績書
- 12 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 13 その他保健所長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 1号様式の 2（裏）中「中心とし、半径 200メートルの地域内の見取図」を「中心とする半径 200メートルの地域内見取図」に改める。

第 1号様式の 3（裏）中「中心とし、半径 200メートルの地域内の見取図」を「中心とする半径 200メートルの地域内見取図）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 8年 4月 1日から施行する。ただし、第 9条を第11条とし、第 8条を第10条とし、第 7条の次に 2条を加える改正規定は、同年 7月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市旅館業法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市旅館業法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。